

湖西市学校給食センター整備・運営事業

募集要項（修正）

令和6年2月22日

令和6年4月12日修正

静岡県湖西市

— 目 次 —

第 1	募集要項の定義	1
第 2	事業概要	2
1	事業名.....	2
2	公共施設の管理者の名称.....	2
3	事業の対象となる公共施設等.....	2
4	事業の目的.....	2
5	事業の概要.....	2
6	事業に必要とされる根拠法令等.....	5
7	事業のスケジュール.....	5
8	事業期間終了時の措置.....	5
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	事業者の募集及び選定の方法.....	6
2	選定の手順及びスケジュール.....	6
3	応募者の備えるべき参加資格要件.....	6
4	プロポーザル参加手続等.....	10
5	優先交渉権者の決定方法等.....	16
6	契約に関する基本的な考え方.....	17
第 4	その他	19
1	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	19
2	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	19
3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	20
4	その他事業の実施に関し必要な事項.....	20

第1 募集要項の定義

湖西市学校給食センター整備・運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、湖西市（以下「市」という。）が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として特定事業の選定を行った（令和6年2月16日）、湖西市学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に対して令和6年2月22日付で公告した公募型プロポーザルについての説明書である。

募集要項に添付されている次の資料は一体のものとする（以下総称して「募集要項等」という。）。

湖西市学校給食センター整備・運営事業	要求水準書
湖西市学校給食センター整備・運営事業	審査基準
湖西市学校給食センター整備・運営事業	様式集
湖西市学校給食センター整備・運営事業	基本協定書（案）
湖西市学校給食センター整備・運営事業	事業契約書（案）

なお、募集要項等、令和5年12月27日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答、令和5年11月20日に公表した実施方針等に相違がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等への質問に対する回答、実施方針等に関する質問・意見に対する回答、実施方針によることとする。

第2 事業概要

1 事業名

湖西市学校給食センター整備・運営事業

2 公共施設の管理者の名称

湖西市長 影山 剛士

3 事業の対象となる公共施設等

湖西市学校給食センター（外構、付帯施設を含め、以下「本施設」という。）

4 事業の目的

市には小学校5校及び中学校4校の自校調理場と白須賀地区共同調理場がある。給食施設の多くは昭和40年から50年代に建設されて40年以上が経過しており、平成20年に建設された岡崎中学校を除き、施設・設備の老朽化が進んでいる。

小・中学校では米飯・パンなどの主食とおかず、牛乳を自校調理により提供し、幼稚園については、外注によるデリバリー方式で提供しているが、現在の「学校給食衛生管理基準（文部科学省告示第64号）」に基づくドライ方式の導入、汚染・非汚染作業区域の区分による衛生管理の向上や食物アレルギー等への対応などの安全・安心な給食提供に関して課題を抱えている。

しかし、学校給食に求められるものや社会情勢の変化がある中でも、今後も子どもたちに安全・安心でおいしい給食を安定的に提供していけるよう、新たに学校給食センターを整備し、学校給食衛生管理基準等を満たす安全・安心な学校給食の提供を確保し、効率的な学校給食事業の実現を目指すものである。

5 事業の概要

(1) 施設概要

ア 所在地

湖西市吉美 959-1、959-5（用水路を除く）

イ 提供食数

1日あたり 4,000食

ウ 対象学校

幼稚園2園（以下「幼稚園」という。）、小学校6校（以下「小学校」という。）、
中学校5校（以下「中学校」という。）

※供用開始時は岡崎中学校を除く。

（令和12年度に配送校の組み換えを想定している。岡崎中学校は園児・児童・生徒の減少や給食施設・設備の老朽化を考慮し、センターに取り込む計画である。）

(2) 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、施設の

所有権を市に移管した後、本施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和24年3月末までとする。

(4) 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書を参照すること。

(ア) 施設整備業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務（基本設計・実施設計）
- c 工事監理業務
- d 建設業務
- e 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- f 調理設備調達業務
- g 調理備品調達業務
- h 食器・食缶等調達業務
- i 事務備品調達業務
- j 受入室・配膳室の什器、備品等調達業務
- k 配送車調達業務
- l 近隣対応・周辺対策業務
- m 中間検査・竣工検査及び引き渡し業務
- n その他これらを実施する上で必要な関連業務

(イ) 開業準備業務

- a 開業準備計画書の作成
- b 各種設備・備品等の試運転
- c 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- d 開業準備期間中の施設の維持管理
- e 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- f 従業員等の研修
- g 調理リハーサル
- h 配送リハーサル
- i 給食提供訓練業務
- j 竣工式・試食会の開催支援
- k 施設説明資料（パンフレット）の作成
- l 見学者用施設案内DVDの作成
- m その他これらを実施する上で必要な関連業務

(ウ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 外構等保守管理業務
- d 調理設備保守管理業務
- e 什器備品保守管理業務
- f 清掃業務
- g 光熱水量等管理支援業務
- h 警備業務
- i 長期修繕計画作成業務
- j その他これらを実施する上で必要な関連業務

(エ) 運營業務

- a 食材検収補助業務
- b 調理業務（アレルギー等対応食を含む。）
- c 配送・回収業務
- d 洗浄等処理業務
- e 廃棄物処理業務
- f 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
- g 配送車維持管理業務
- h 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- i 小学校及び中学校での配膳業務
- j 食育・喫食促進支援業務
- k 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
- l その他これらを実施する上で必要な関連業務

(オ) 市の実施する業務

- a 食材調達業務
- b 食材検収業務
- c 献立作成業務
- d 検食
- e 栄養管理業務
- f 給食費の徴収管理
- g 食数調整
- h 広報業務（見学者対応を含む。）
- i 大規模修繕業務（事業期間終了後）
- j 食に関する指導業務
- k 衛生管理点検業務

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- (ア) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者に支払う。施設整備一時支払金の財源は、交付金、地方債等を想定しているが、対象となる費用や金額等の詳細については、募集要項等で提示する。
- (イ) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、(ア)に規定する施設整備一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- (ウ) 市は、事業者が実施する本施設の維持管理及び運営の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。なお、物価変動に基づき、見直しを行う。
- (エ) 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、本施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については募集要項等で提示する。
- (オ) 開業準備に係る対価については、開業準備業務の終了後に一括で事業者へ支払う。

6 事業に必要とされる根拠法令等

事業者は、本事業の実施にあたっては、関連法令等及び市の条例等を遵守すること。

7 事業のスケジュール

本事業の実施スケジュールは、おおむね以下のとおりである。

実施内容	スケジュール
優先交渉権者の決定	令和6年8月中旬
事業契約の仮契約	令和6年10月
事業契約の締結	令和6年11月
本施設の設計・建設	事業契約締結日～令和9年1月（約2年2か月）
本施設の引渡し	令和9年1月
開業準備	令和9年2月～令和9年3月（約2か月）
維持管理・運営	令和9年4月～令和24年3月末（約15年）

8 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は本施設を要求水準書に示す良好な状態で引き渡すこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

市は、事業者の募集及び選定に当たっては、競争性・透明性の確保を配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次に示すとおりである。

令和5年11月20日（月）	実施方針等の公表
令和5年12月7～8日	直接対話1回目の実施
令和5年12月13日（水）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切り
令和5年12月27日（水）	実施方針等に関する質問・意見に対する回答
令和6年2月16日（金）	特定事業の選定・公表
令和6年2月22日（木）	事業者の公募及び募集要項等の公表
令和6年3月21～22日	直接対話2回目の実施
令和6年3月27日（水）	募集要項等に関する質問の受付締切り
令和6年4月12日（金）	募集要項等に関する質問に対する回答
令和6年5月13日（月）	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切り
令和6年5月24日（金）	参加資格審査結果の通知
令和6年6月26日（水）	提案書類の受付締切り
令和6年8月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和6年9月中旬	基本協定の締結
令和6年10月	事業契約の仮契約締結
令和6年11月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、本事業の施設整備業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運營業務を担当する企業（以下「運營業業」という。）を含む複数の企業のグループ（以下「参加グループ」という。）により構成されるものとし、参加グループの代表企業を定める。

イ 上記アの業務以外に、調理設備調達業務、配送・回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメント等を行う企業（以下「その他企業」という。）を、必要に応じて参加グループに含めることができる。

ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で

関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）

エ 参加グループの構成員は、以下の定義により分類される。

代表企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cに出資する企業のうち、参加グループの構成員を代表し応募に係る手続きを行う企業

構成企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cに出資する企業

協力企業：S P Cから直接業務の受託・請負をし、かつS P Cには出資しない企業

オ 参加グループの構成員は、他の参加グループの構成員になることはできない。また、参加グループの構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の参加グループの構成員となることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった参加グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

カ 優先交渉権者は、仮契約締結までに本事業を実施するS P Cを設立し、代表企業及び構成企業はS P Cに対して出資を行うこと。代表企業及び構成企業は、株式会社によりS P Cを設立する場合はS P Cの全株式の 50%以上を保有すること。また、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式又は出資持分を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

キ 参加グループの構成員は、S P Cから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市に通知すること。

ク 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかにおいて、市内に本店、支店又は営業所を有する者を 1 者以上含むよう努めること。また、下請等契約等及び原材料の購入等の契約は、可能な限り市内に本店、支店又は営業所を有する者との間で契約締結すること。なお、応募者が提出した提案書類の評価にあたっては、市内に本店、支店又は営業所を有する者の活用等について評価する予定である。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

参加グループの構成員は、次の参加資格要件をすべて満たすものとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に掲げる者でないこと。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けている者を除く。

(ウ) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は再生手続の開始決定を受けている者を除く。

(エ) 前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。更生手続又は再生

手続の開始決定を受けている者を除く。

- (ウ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされている者でないこと。
- (カ) 公告日から基本協定の締結日までの間に、湖西市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けている者でないこと。
- (キ) 湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (ク) 静岡県暴力団排除条例（平成 23 年静岡県条例第 25 号）第 2 条の規定に違反する者でないこと。
- (ケ) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (コ) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託した株式会社長大（同協力事務所として内藤・さきくさ法律事務所）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (カ) 選定委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (シ) P F I 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。

イ 業務別の参加資格要件

参加グループの構成員のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、上記アの要件に加えてそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

なお、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関係のある者が実施してはならない。

(ア) 設計企業

設計業務に当たる者は、次の a から e の全ての要件を満たしていること。

ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は、次の a から e の全ての要件を満たし、他の者は a 及び b の要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 令和 4・5 年度湖西市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録があること。
- c 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 3,000 m²以上で、平成 24 年度以降に完了した公共施設の実施設設計の実績を有していること。
- d HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の実施設設計の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設設計の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設設計の実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食

第 85 号) が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。

e 設計業務に従事する責任者として、次の (a) から (c) の全ての要件を満たす管理技術者を配置することができること。

(a) 建築士法第 2 条第 2 項に規定される一級建築士の資格を有する者

(b) 常勤の自社社員で 6 か月以上の雇用関係にある者

(c) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積 3,000 m²以上で、平成 24 年度以降に完了した公共施設の実施設計に管理技術者として従事した実績を有する者

(イ) 建設企業

建設業務に当たる者は、市内に本店、支店又は営業所を有する者を 1 人以上含むよう努めること。

なお、1 者で当たる場合には、次の a から f の全ての要件を満たすこととし、複数の者で当たる場合にはそのうち 1 者は a から f、他の者は a から c の要件を満たすこととする。

a 令和 5・6 年度湖西市競争入札参加資格者名簿の建設工事に登録があること。

b 当該年度を含む過去 3 年間に湖西市発注工事において工事成績評点 64 点以下の工事を施工した者で業務の改善が見込めない者でないこと。

c 建設業法に従い適正な技術者を配置でき、契約時に技術者の資格・会社との雇用関係を示す書類を提出できること。

d 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

e 湖西市内に契約事務所を有する者は総合数値(建築一式工事)が 700 点以上、湖西市外に契約事務所を有する者は建築一式工事に係る総合評点値が 1,000 点以上であること。

f 平成 24 年度以降に、延べ面積 3,000 m²以上の公共施設の施工を完了した実績を有していること。なお、共同企業体(JV)で施工した場合、JVの構成員数が 3 者の場合は 20%以上出資した者、2 者の場合は 30%以上出資した者について実績とみなす。

(ウ) 工事監理企業

工事監理業務に当たる者は、次の a から e の全ての要件を満たしていること。

ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は、次の a から e の全ての要件を満たし、他の者は a 及び b の要件を満たすこと。

a 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

b 令和 4・5 年度湖西市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録があること。

c 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積 3,000 m²以上で、平成 24 年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。

d HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HAC

C P 認証取得施設、I S O 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、H A C C P と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計又は工事監理、ドライシステムの学校給食施設の実施設計又は工事監理の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設計又は工事監理の実績、H A C C P に関する書籍の出版等の実績、若しくは、H A C C P に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。

- e 工事監理業務に従事する責任者として、次の (a) から (c) の全ての要件を満たす管理技術者を配置することができること。
 - (a) 建築士法第 2 条第 2 項に規定される一級建築士の資格を有する者
 - (b) 常勤の自社社員で 6 か月以上の雇用関係にある者
 - (c) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 3,000 m²以上で、平成 24 年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。
- (エ) 維持管理企業
維持管理業務に当たる者は、次の a の要件を満たしていること。
維持管理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者が満たしていること。
 - a 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 3,000 m²以上で、平成 24 年度以降に完了した公共施設の維持管理業務の実績を有していること。
- (オ) 運営企業
運営業務に当たる者は、次の a 及び b の要件を満たしていること。
運営業務に当たる者が複数である場合は、調理業務に当たる者のうち 1 者が満たしていること。
 - a 平成 24 年度以降に、4,000 食／日規模のドライシステムの学校給食センター又はドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）において、元請けとしての調理業務の実績を有していること。
 - b 学校給食センターでの調理業務の経験が 3 年以上の実績を有していること。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切日とする。ただし、参加資格の確認基準日から契約締結までの期間に、応募者または参加グループの構成員が上記プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、市と協議の上、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については変更する場合がある。

4 参加手続等

(1) 募集要項等に関する事項

ア 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：令和6年3月27日(水)12時まで

(イ) 提出方法：電子メールにより募集要項等に関する質問書(様式1-1)を提出すること。

イ 直接対話2回目の実施

(ア) 参加方法等

募集要項等に関する直接対話への参加を次のとおり受け付ける。直接対話はプロポーザル参加者の構成員として構成される予定であるグループごとに行うものとし、参加人数は1グループ15名までとする。

なお、直接対話の内容は事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年4月12日(金)に市ウェブサイトで公表する。

・受付期間：令和6年3月8日(金)12時まで

・提出方法：電子メールにより直接対話の参加申込書(様式1-2)及び対話確認事項(様式1-3)を提出すること。

ウ 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年4月12日(金)に、市ウェブサイトで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(2) 参加資格の確認に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格審査申請書類を提出し参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

ア 参加資格審査申請書類の提出書類、受付期間、提出場所及び方法

(ア) 提出書類

参加資格の確認申請に関する提出書類(様式2～2-13)

(イ) 受付期間

令和6年5月7日(火)～5月13日(月)9時から17時(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(ウ) 提出場所

静岡県湖西市吉美 3268

湖西市教育委員会教育総務課

(エ) 提出方法

参加資格申請書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申

請は受け付けない。

イ 参加資格審査申請書類の作成

参加資格審査申請書類は、様式集に定めるところに従い作成すること。

ウ 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果通知は、参加資格審査申請書類を提出した者に対して、書面により令和6年5月24日（金）に通知する。

エ 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格の審査により、本プロポーザル参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 受付期間

令和6年5月27日（月）～5月31日（金）9時から17時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(イ) 提出場所

静岡県湖西市吉美 3268

湖西市教育委員会教育総務課

(ウ) 提出方法

説明要求として本プロポーザル参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式3-1）を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(エ) 回答

説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から7日以内に書面により行う。

オ プロポーザル参加者等の構成

参加資格確認後は、プロポーザル参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

カ プロポーザル参加を辞退する場合

プロポーザル参加資格申請書類提出以後、プロポーザル参加者がプロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式3-3）を提案書類等の提出期限までに湖西市教育委員会教育総務課に持参し提出すること。

キ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書類の受付締切日とする。

ク 参加資格の確認基準日以降の取り扱い

(ア) プロポーザル参加資格を有するとの確認を受けたプロポーザル参加者に属する構成員が、優先交渉権者決定までの間に、プロポーザル参加資格要件に定める要件のひとつでも満た

さない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、プロポーザルに参加することはできない。

ただし、プロポーザル参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、プロポーザル参加者は市と協議を行うこととする。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがある。

- (イ) 優先交渉権者の決定から本契約締結までの間に、優先交渉権者の構成員に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として指名停止等に該当する場合には、当該プロポーザル参加者は失格とする。

ただし、プロポーザル参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、プロポーザル参加者は、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外又は変更し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。

その内容を市が承認した場合に限り、優先交渉権者選定のための審査の対象とすることがある。

ケ その他

- (ア) 参加資格申請書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

- (イ) 市は、提出された参加資格申請書類をプロポーザル参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

(3) 提案書類に関する事項

本プロポーザルに参加資格を有する参加者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書類等」という。）及び提案価格を次により提出すること。

ア 提案書類の提出書類、受付日時、提出場所及び方法

(ア) 提出書類

本プロポーザルに関する提出書類（基礎審査に関する提出書類（様式5～5-7）、加點審査に関する提出書類（様式6～6-14）及び図面集（様式7～7-2②、任意）を提出すること。

なお、提出書類のうち、提案審査に関する提出書類については、様式4-2～4-4④を一緒に封入し提出すること。

(イ) 受付期間

令和6年2月22日（木）～6月26日（水）9時から17時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(ウ) 提出場所

静岡県湖西市吉美 3268

湖西市教育委員会教育総務課

(エ) 提出方法

提案書類等は、様式集に定める部数を参加者の代表企業が、執務時間中に提出先に持参

すること。

イ 本プロポーザルにあたっての留意事項

(ア) 募集要項の承諾

本プロポーザル参加者は募集要項の記載内容を承諾の上、提案すること。

(イ) 費用負担等

提案書類等の作成並びに提出等本プロポーザルに関し必要な費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。

(ウ) 提案価格書及び提案書類の提出方法

提案価格書及提案書類は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、提案書類等の提出にあたっては、プロポーザル参加資格審査結果通知書の写しを必ず持参すること。

(エ) 代理人等

プロポーザル参加者は、代理人をして提案させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

(オ) 棄権

プロポーザル参加資格を有するプロポーザル参加者が、提案書類等の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(カ) 公正なプロポーザルの確保

プロポーザル参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。プロポーザル参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者又はその代理人をプロポーザルに参加させず、プロポーザルの執行を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 金額の記載等

1. 提案上限価格

~~6,972,501,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）~~

~~6,348,469,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）~~

6,348,469,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

提案上限価格は、事業契約締結後の物価変動による増減額を除く額である。なお、消費税及び地方消費税を加えた額は、6,972,501,000 円を超えないこととし、超えた場合は、失格とする。

なお、市の算定根拠は公表しない。

2. 提案金額の記載

提案金額は、様式集（様式 4-2）の「提案価格書」に記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は Refinitiv（登録商標）より提供されている令和 6 年 5 月 27 日の 10 時 30 分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）JPTSRT0A=RFTB に掲

示されている TONA ベース 15 年もの (円/円) 金利スワップレートとし、物価変動率は見込まないものとする。

提案書類の提出時には、応募者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、令和 6 年 5 月 27 日の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利 0%」と読み替えるものとする。なお、TONA TSR の提供が初動期であるため、上記規定において使用している用語が今後 変更されることも想定される。定義が変わらない場合は適宜読み替えるものとするが、変わる場合は協議の上、市が取り扱いを決定する。

(ク) 一時支払金

市は、設計・建設業務に係る対価として、サービス対価 A を、本件施設の引き渡し後に一括で支払う「サービス対価 A 1」と、本件施設の引き渡し後から本件事業期間の終了までの間割賦で支払う「サービス対価 A 2」に分けて支払う。

項目		内容
一時支払金(A1+B)※1	A1 学校施設環境改善交付金対象経費 (724,957,000 円)	$A1 = a1 + a2 + a3$ $a1$ 学校施設環境改善交付金相当額 = (360,000,000 円) $a2$ 起債 (交付金対象額分) = $(A1 - a1) \times 90\% = (328,500,000$ 円) $a3$ その他 = $A1 - a1 - a2 = (36,457,000$ 円)
	B 学校施設環境改善交付金対象外経費 ※3	$B = \{(\text{対象となる施設整備業務費} \times 2 \text{の合計額}) - A1\} \times 75\%$

※1 消費税及び地方消費税相当額 (消費税率: 10%) を含む

※2 事業契約書 (案) 別紙 4-1 サービス対価 A の「施設整備業務費」のうち、調理備品調達業務、食器・食缶等調達業務、事務備品調達業務、受入室・配膳室の什器、備品等調達業務、配送車調達業務に係る費用を控除した金額

※3 B は 10 万円未満を切り捨てた後に A 1 と合計

なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、学校施設環境改善交付金の単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、合理的な範囲で市が負担する。また、当該一時支払金が変更となった場合、サービス対価 A 2 で変更額を調整する想定である。

ただし、サービス対価 A 2 のうち割賦元本の消費税相当額については、サービス対価 A 1 の支払い時に消費税相当額として一括して事業者を支払う。

(ケ) 提案時算定用年間提供給食数

提案価格の算定にあたっては、要求水準書配付資料 4 の食数等に基づいて算出すること。

なお、年間給食提供日数 195 日とする。

(ロ) 執行回数

1 回とする。

(ハ) 本事業に関する提案内容を記載した提案書類の取扱い

1. 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他、市が必要と認める場合、優先交渉権者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、優先交渉権者以外の提案については、本事業の審査結果の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

2. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

3. 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

4. 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、1つの提案しか行うことができない。

5. 提案価格書の変更禁止

提案価格書の変更はできない。ただし、提案書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(シ) 使用言語、単位及び時刻

本プロポーザルに関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(ス) 契約保証金

事業契約書（案）による。

5 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザル方式とし、審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。詳細は審査基準を参照のこと。

(1) 事業者選定委員会の設置

提案書類の審査は、学識経験者等で構成する選定委員会が行う。

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めるため、本プロポーザル参加者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途、本プロポーザル参加者に対して通知する。

(3) 優先交渉権者の決定及び公表

ア 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

市ウェブサイトで公表する。

ウ 優先交渉権者を決定しない場合の措置

本プロポーザル参加者の募集、評価及び優先交渉権者の特定において、最終的に本プロポーザル参加者がいない、あるいはいずれの本プロポーザル参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市ウェブサイト等で速やかに公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は優先交渉権者として特定された本プロポーザル参加者の構成員と基本協定を締結する。

ただし、優先交渉権者として特定された本プロポーザルの代表企業以外の構成企業及び協力企業が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、市は基本協定の締結にあたり、市が別途指定する期間内に、当該企業に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める企業による補完を求める場合がある。

(2) 特別目的会社の設立

優先交渉権者として特定された本プロポーザル参加者の応募者は、基本協定に従い、事業契約の仮契約締結までに、本事業を実施するため、特別目的会社（以下、「SPC」という。）を会社法に定める株式会社の形態で、事業用地を除く湖西市内に設立するものとする。

本プロポーザル参加者の構成企業は、SPCに対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えること。

なお、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式又は出資持分を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は優先交渉権者として特定された本プロポーザル参加者の代表企業及び構成企業が設立するSPCと仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、優先交渉権者として特定された本プロポーザル参加者の代表企業以外の構成企業及び協力企業が本契約までの間に指名停止等に該当する場合には、市が別途指定する期間内に、当該企業に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める企業による補完を求める場合がある。

なお、市は優先交渉権者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として提案価格の100分の5に相当する金額を請求することがある。

S P Cは、本契約の締結の前に契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約の締結の前に当該履行保証保険に加入しなければならない。）をしなければならない。

(4) 事業契約書の内容変更

S P Cとの契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(5) 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係るS P C側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) S P Cの事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、S P Cは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第4 その他

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、市役所の所在地を管轄する裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

ウ 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

イ 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

(5) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

また、市は本事業においての交付金及び地方債等を充当することを想定しているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

4 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和6年12月市議会定例会に上程する予定である。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ウェブサイトにて適宜公表する。

(3) プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザル参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

(4) 募集要項等に関する問い合わせ及び各種データの提出先

募集要項等に関する問い合わせ及び各種データの提出先は、次のとおりとする。

担当部署	湖西市教育委員会教育総務課
所在地	静岡県湖西市吉美 3268
電話	: 053-576-4792
F A X	: 053-576-4872
電子メールアドレス	: kyouso@city.kosai.lg.jp
ウェブサイトアドレス	:
	https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/kyoikusomuka/index.html